

平成26年(行ウ)第57号 政務調査費等返還請求事件

原 告 森池豊武 外2名

被 告 兵庫県議会事務局長 山本嘉彦

## 第 8 準 備 書 面

平成28年 3月 4日

神戸地方裁判所 第2民事部合議B係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士

古 殿 宣 敬

上記復代理人弁護士

大 田 悠



### 第1 平成24年の地方自治法改正について

1 原告らは、第5準備書面で、平成24年の地方自治法改正の経緯について述べている。

すなわち、平成24年の地方自治法改正の主目的は、平成12年5月の地方自治法改正により法令上の制度となった「政務調査費」について、法文上は、「調査研究」が目的とされたため、「調査研究に資する活動」がどこまで対象となるかが必ずしも明確でなかったため、「調査研究に資する活動」の対象を明確化することにあった。

2 平成24年改正法は、「調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部」として、政務活動費を交付することができるし、同時に「当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」と定めた。

3 この改正を受けて、兵庫県は、条例で交付対象を「会派及び議員が実施する調査研究、政策提言、研修、各種会議への参加、広報広聴、要請陳情、住民相談」とした。

この条例が対象とした会派及び議員の活動は、従来政務調査費の対象となるか否かが争わってきた「調査研究費、研修費、各種会議への参加費、広報費」をその対象とすることが明確化されたものである。これに加えて「要請陳情」「住民相談」が加えられたのが特徴であるとされている（岩崎忠「2012年地方自治法改正の制定過程と論点」92ページ、甲15）。

4 原告らは、平成24年改正の目的が、「政務調査に資する活動」の範囲を明確化することにあったことを考えるならば、従来、多くの自治体で政務調査費として許容してきたとされる調査研究費、研修費等の調査研究に資する活動を経費交付の対象として認容したものと解すべきであると考える。

甲15の図表3で岩崎忠氏が新たに政務活動費として充当可能であるとされた「要請陳情活動」「住民相談」も、あくまで議員の調査研究に資する活動の範囲内において認められたものと解すべきである。

したがって、議員が行なう「要請陳情活動」「住民相談活動」も、議員が行なう調査研究に資するものでなければならず、いわゆる「口利き」などのための要請陳情活動や住民相談活動は、政党活動、選挙活動であって政務調査費の対象から除外されるべきものと解すべきである。

5 以上より、政務活動費の交付対象は、あくまで「調査研究に資する活動」と関連性のある活動に限定されるべきであって、会派及び議員の「調査研究に資する活動」の目的を離れ、議員活動一般に認められたとする主張は、改正地方自治法の解釈としては誤っているものというべきである。

6 仮に百歩譲って、政務調査活動の枠組をはずれて議員活動について政務活動費の支出が認められたとしても、それは「要請陳情活動」「住民相談活動」に限定されるべきであり、それも、議員の「口利き」等の政党活動、選挙活動と解される活動に対する支出は許容されないとすべきである。

7 また、政務活動費が会派及び議員個人に交付されることを考えるなら、議員の政務活動費は、当該議員の活動に限定されるべきである。

会派の政務活動は、会派の政務活動費によって支出されるべきであって、議員個人が、会派の政務活動のために、議員個人の政務活動費を支出することは許されないと解すべきである。

会派の活動を広報するようなことは、議員の政務活動費の目的外の使用というべきである。

8 また、政務活動費は、議員の政務活動に支出されるべきであるから、行政の活動を議員が肩代わりすることは許されない。

行政の活動の広報は、行政が行なうべきであって、行政の広報紙の記事を議員が転載するようなことに、議員個人に支出される政務活動費を充当することは許されないと解すべきである。

もし、行政の広報活動が不足するのであれば、行政の広報活動を活発化するよう議員が行政に働きかけるのが本筋であり、住民の税金である政務活動費を、行政のために使用することは許されないと解すべきである。

## 第2 補助参加人加茂忍の準備書面4に対する反論

### 1 徳永雅子の採用について

補助参加人加茂忍は、徳永雅子は、政務活動に限り労働契約をしたものではないと主張する。

しかし、徳永雅子の労働契約書（A個13）は、徳永雅子の労働契約の目的は、政務活動に限定されており、他の後援会活動等に従事するものとはされていない。徳永雅子を、政務活動以外の労務に従事させることは労働契約違反であることは明らかであり、政務活動以外に従事した事務員に、政務活動費を支出することは違法である。

補助参加人加茂忍の主張は理由がない。

## 2 政務活動補助業務勤務実績表について

政務活動補助業務勤務実績表は、兵庫県議会が作成した「政務活動費の手引」（甲4）で作成を義務づけられているのであり（21ページの[留意事項の②]）、議員は必ず作成して提出すべきものである。

補助参加人加茂忍において、政務活動補助業務勤務実績表を作成していないことは、徳永雅子が政務活動補助業務に従事した実績がないものと判断されるべきである。

## 3 親族雇用について

補助参加人加茂忍は、「原告が引用する仙台高裁の判決は、本件加茂の事件とは内容が異なるものであり」と主張するが、仙台高裁の判決は、本件加茂の事件とは内容が同一であり、本件にも適用されるべき判決である。どの点で内容が異なるのか、明らかにされたい。

## 4 加茂妙子の政務活動補助業務勤務実績表について

補助参加人加茂忍は、加茂妙子についても、政務活動補助業務勤務実績表を提出していない。

政務活動補助業務勤務実績表を作成していないのであれば、加茂妙子は、政務活動補助業務に従事した実績がなかったものと判断されるべきである。

## 5 広報紙の作成について

補助参加人加茂忍は、原告が主張する「広報広聴費」に解する見解は原告独自のものであって、「広報広聴費」を極めて狭義に解釈するのは妥当ではないと主張する。

しかし、補助参加人加茂忍が提出したA個19の「加茂忍俱楽部新聞」は、発行者「加茂忍後援会」と明示されており、後援会活動経費への支出である。政務活動費についてのどのような見解にしたがっても、「後援会活動経費への支出」は認められないものであり（甲5の22ページ参照）、補助参加人加茂忍の主張は、独自のものであって失当である。

後援会活動経費への支出が違法であることは明らかである。

また、「ミニ県政だより」（A個21）は、全て一般的な「県政報告」であって、同議員の政務活動とは全く関連性がないものである。このような広報活動に、政務活動費の支出が許されないことは明らかである。

## 6 木村沙菜恵に対する支出について

補助参加人加茂忍は、木村沙菜恵は、自動車運転手として政務活動補助業務に従事していたと主張する（A個18）。

しかし、A個18に記載された会合は、地域の団体の集会へのあいさつのための出席であり、これらの活動のための出席は、政務活動とは認められない。私的な議員の活動である（甲5の22ページ参照）。

補助参加人加茂忍は、これらの地域の団体の集会へのあいさつのための出席が、いかなる「政務活動」に該当するのか、明らかにされたい。

## 第3 補助参加人三戸政和の第3準備書面に対する反論

### 1 車両リース代にかかる支出について

(1) 原告らは、第5準備書面で、株式会社デイサービスセンターよりリースを受けた車両について、政務活動に使用したのであれば、その車両の運行表などを提出して政務活動のためにどのように使用したのか明らかにすべきであると釈明を求めた。

(2) しかし、補助参加人三戸政和は何ら釈明していない。

原告らは、補助参加人三戸政和に対し、リースを受けた車両についての運行状況について、再度釈明を求めるものである。

## 2 広報誌印刷代にかかる支出について

(1) 原告らは、同準備書面で広報誌印刷代にかかる支出について、エーピープランニングが県政報告書の印刷や配布を外部の業者に外注したことの証拠を墨塗りではなく、その文書の原本ないし写を提出するよう求めたが、補助参加人三戸政和は提出していない。

(2) そもそも、エーピープランニングなる業者は、実態が存在しないものであって、県政報告書の印刷や配布は、実際には直接印刷業者や配布業者が行い、エーピープランニングは、県政報告書の印刷、配布は行っていない可能性が存在するものである。すなわち、広報広聴費名目で支出した政務調査費の一部が、実際には、印刷業者等に支払われず、名目上の請負業者であるエーピープランニングに領得された疑いが存すると思料するものである。

(3) 原告らは、政務活動費の支出が認められるのは、実際に印刷業者らに支払われた金額であって、実態のないエーピープランニングに支払われたとされる金額との差額はエーピープランニングが不法に領得したものと主張するものである。

エーピープランニングが不法に領得した金額を確定するためには、実際に印刷業者等に支払われた金額が確定される必要がある。

(4) よって、原告らは、補助参加人三戸政和に対し、エーピープランニングが外注したというすべての業者名と金額を明示するとともに、外注費にかかる領収書を、墨塗りではなく、金額がわかる文書として提出するよう求めるものである。

### 3 事務機器利用費にかかる支出について

(1) 原告らは、同準備書面で補助参加人三戸政和は、株式会社ディサービスセンターうららかより通所者の介護施設の事務室で、政務活動を行なうことは不可能であり、実際にも政務活動を行なったことはないと主張した。

(2) これに対し、補助参加人三戸政和が政務活動の実績を示すものとして提出したのは、書籍の請求書（G個12）と写真（G個13）だけである。

補助参加人三戸政和は、実際は、高砂市に事務所を有し、後援会活動や政務活動を行なっていた（G個4）。

(3) 原告らは、補助参加人三戸政和に対し、株式会社ディサービスセンターうららかの通所者の介護施設の事務室で、どのような政務活動を行なっていたか、釈明を求めるものである。

### 第4 補助参加人梶谷忠修の準備書面3に対する反論

1 補助参加人梶谷忠修は、原告らが第5準備書面で述べた『「政務調査費」は、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として認められたものであるが、法文上、「調査研究」が目的とされ、「調査研究に資する活動」が

どこまで対象となるかが必ずしも明確ではなかった。そのため、平成24年に地方自治法が改正され、「政務調査費」を「政務活動費」とすることにより、直接の調査研究に限定せず、「その他の活動」も「調査研究に資する」経費として支出できることを明確化したものである』という解釈に対し、限定的・硬直的な解釈に固執していると反論しているが、補助参加人梶谷の主張は誤っており、以下のとおり再反論する。

#### (1) 政務調査費及び政務活動費の制度化の意義

ア 平成12年改正の地方自治法100条13項は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び方法は、条例で定めなければならない。」（平成12年改正地方自治法、下線は原告ら）とした。

衆議院本会議における、平成12年の地方自治法の一部を改正する法律案の起草案趣旨説明はその制度創設の意義を以下のように説明している。

「地方議会の活性化を図るためにには、その審議能力を強化していくことが必要不可欠であり、地方議員の調査活動基盤の充実を図る観点から、議会における会派等に対する調査研究費等の助成を制度化し、併せて、情報公開を促進する観点からその使途の透明性を確保することが重要になっております。」（甲第16号証）。

イ 平成24年改正の地方自治法100条14項は、「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費

の範囲は、条例で定めなければならない。」（平成24年改正地方自治法、下線は原告ら）とした。

上記、地方自治法改正の端緒となった全国都道府県議会議長会の「議会の機能の充実強化を求める緊急要請」は、「地方分権をさらに推進するためには、地方政府における自治立法権を担う地方議会が住民に対する説明責任を果たしながら、政策立案機能、監視機能を十分に発揮する必要がある。

・・・また、議会を構成する地方議会議員が、本会議・委員会において行政に対する監視や政策立案のための充実した審議を行うことは、当該地方自治体の事務に関する調査研究や、住民意思の把握など不断の議員活動に支えられている。・・・」と述べているが（乙第共28号証）、提案の趣旨が、調査研究活動の充実にあることは明らかである。

ウ 平成24年8月7日の衆議院総務委員会会議録によれば、柿澤委員は、「この政務調査費について政務活動費というふうに名前を変えた上で、調査研究のほかに、その他の活動にもその使途を広げる、こういうことになったわけですけれども、これは事実上地方議員の第二の議員報酬になっているとか、こういう使われ方をしてきて、非常に物議を醸してきた、こういう批判をされているような現状を、かえって国がお墨付きを与えて、法律にそういう形で位置づけられたんだからいいんだという、いわば不適正な使い方を是認する、こういうための法改正だ、そのように言われかねない部分があると思いますけれども、そうした疑問についてどのように払拭するのか、是非お伺いをしたいと思います。」と質問しているが、提案者の逢坂委員は「お答えをいたします。これまで政務調査費につきましては、条文上、交付目的は調査研究に資するものに限定されたわけですが、今回の修正によりまして、今後は議員の活動である限り、その他の活動にも使途を拡大し、具体的に充てることのできる経費については条例で定めるということとしたわけであります。

これに伴って、名称につきましても政務活動費に変更することとしたわけでございます。そして政務活動費として具体に充てることができる経費の範囲、これを条例で定めると言うところが非常に重要なポイントでございまして、その条例の制定に関する議会の審議、その審議の過程に対する住民の監視等により、不適切な支出や無駄な支出は防止、是正することができるというふうに考えております。また、さらに、政務活動費が調査研究以外の活動にも充てることができるようになることに伴いまして、その透明性の確保が従来にも増して重要になると考えられることから、現行の規定における議長に対する収入、支出の報告書の提出、これに加えて政務活動費の用途の透明性の確保に努める義務を議長に貸す規定を追加し、透明性をより一層確保することとしております。』と答弁している（乙第共29号証113頁～114頁、下線は原告ら）。

エ 以上の衆議院における質疑をみれば、政務活動費は、あくまでも、議会の審議能力の強化、政策立案機能、監視機能を向上させるために、調査活動基盤の充実を図ることを制度の趣旨・目的とするものであることは明らかであるから、会派及び議員の「調査研究に資する活動」の目的を離れ、議員活動一般に認められたとする主張は、政務調査費・政務活動費の制度的意義を理解していないものであり、誤っているものというべきである。

また、補助参加人準備書面3の2頁後半で述べている『「Aその他のB】という表現が「AがBの一部をなし、Bの中に包含される関係」を表すという法令用語の用法に照らせば、「調査研究」が「その他の活動」の一つとして位置付けられていることは文理上も明らかである。』との主張は、立法の趣旨・意義を全く理解していない主張であることは明白である。

また、「調査研究に限定しない「議員活動」を前提とした制度が実現した」とする見解は、政務活動費が議員活動一般に支出できるとするもので

あり、前述した政務活動費制度の意義を誤解したものである。制度改正に伴い付け加えられた「要請陳情」「住民相談」は、あくまでも議員の調査研究に資する活動の範囲内において認められているものである。そのことは、上記ウの逢坂委員の答弁にあるように、議会に、「政務活動費の経費の範囲」を条例で定め、政務活動費の透明性の確保に努める義務があることからみれば、条例に明示された政務活動としての「要請陳情」「住民相談」以外の議員活動が、すべて政務活動として認められるものでないことは明らかである。

以上により、補助参加人準備書面3の第1の主張は、政務活動費の制度に対する無理解からくる主張、反論であり、いずれも失当である。

## 2 第3項（補助参加人梶谷の県政報告に係る原告らの主張に対する補助参加人梶谷の反論への再反論）に対する反論への再反論

政務調査（政務活動）費制度の意義に関する以上の検討を前提に、補助参加人梶谷の「県政報告（2014年1月号）」の各記事についての反論に対し、再反論する。

### （1）県政報告第1面

#### ア 「ごあいさつ」と題する部分

補助参加人梶谷は、「迎春 新年を迎え皆々様のご多幸をお祈り申し上げます。本年も何卒よろしくお願ひ申し上げます。」という箇所は、特定の個人（有権者）を対象としない、一般的な文言（巻頭言）に過ぎないと反論するが、誤っている。

（ア）2014年（平成26年）1月に、兵庫県会議員梶谷ただおの名前が大書された県政報告の体裁は取っているが、「迎春 新年を迎え皆々様のご多幸をお祈り申し上げます。本年も何卒宜しくお願ひ申し上げます。」という文言は典型的な新年のあいさつ状であることは明らかであ

る。

- (イ) 県政報告は補助参加人梶谷の選挙区の有権者に名簿を利用して郵送または手配りされているものであり特定の個人を対象としないという主張は根拠がないものである。
- (ウ) (ア)(イ)の事情から、県政報告のごあいさつの部分は、公職選挙法第147条の2の「公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者（公職にある者を含む。）は、当該選挙区（選挙区がないときは選挙の行われる区域）内にあるものに対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、寒中見舞状、暑中見舞状その他これらに類するあいさつ状（電報その他これに類するものを含む。）を出してはならない。」という規定に抵触するものであることは明らかである。
- (エ) また、最後に、「今後ともご支援・ご指導のほどよろしくお願ひ申し上げます。」と結んでいる部分は、県会議員梶谷ただおが有権者に対して、選挙協力を依頼するものであって、選挙活動である。したがって、これらの選挙活動に政務活動費を支出することは違法であることは明らかである。

イ 「県道有馬山口バイパス開通」と題する記事

この部分は、原告らの平成27年11月16日付け第5準備書面6頁イで述べたとおりである。

ウ 「神鉄谷上駅前交番オープン」と題する記事

この記事の内容も、原告らの平成27年11月16日付け第5準備書面7頁ウで述べたとおりである。

エ 「梶谷県議がブータン訪問・・・」と題する記事

(ア) 海外視察における違法性の判断枠組みについて、東京高裁平成25年9月19日判決は以下のとおり判示している。「もとより、普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の議決機関として、そ

の機能を適切に果たすために合理的な必要性があるときは、その裁量により議員を国内や海外に派遣することができると解される。しかししながら、議員派遣の合理的な必要性が認められない場合にまで派遣を行うことが許されないのは当然であって、例えば、派遣目的が議会の機能を適切に果たすために必要のないものである場合や、行き先や日程が派遣目的に照らして明らかに不合理である場合に派遣するなど、上記裁量権の行使に逸脱又は濫用があるときは、議会による議員派遣の決定は違法になると解される。」と判示している。

- (イ) 上記東京高裁判決は、具体的な判断に際しては、①視察目的がそもそも合理的であるか、②視察目的との関係において適切な視察先が選定されているか、③具体的な視察内容が視察目的と合理的に関連しているか、④事後の報告書において、視察目的との関係で何らかの具体的な情報をもたらしたり、県政にかかる分野及びこれに関連する分野についての調査研究として、何らかの施策の検討に繋がるような有益な情報をもたらしたといえるか（外形的抽象的情報の記載や訪問するまでもなくわが国で容易に入手できるか否か等）⑤実質的には海外研修に名を借りた観光中心の私的旅行といえるか（一般的の観光旅行における見学とは異なる何らかの特別の調査研究がなされた事情の有無等）等を個別具体的に、かつ、個別の調査目的、調査内容に照らして踏み込んで判断している。これらの基準は、政務活動による海外視察についても援用できる判断基準である。補助参加人梶谷はブータンを視察・調査したと記事に書いているが、上記判断基準の①～④の基準をみたしておらず、⑤の私的旅行に該当するものであることから、政務活動としての法的評価に値しないものであることは明らかである。

(ウ) 政務活動費を用いた政務活動の実態を有するか否かは、客観的な基準に基づき、県政や地域の問題など住民の福祉の増進を図ったと主張できるだけの政務活動の実質を有しているかどうかで判断されなければならない。そのような実質を全く有していない補助参加人梶谷のブータンにかかる記事は、政務調査活動の調査結果に基づく報告ではなく、政務活動費を支出できる広報活動ではないというべきであり、補助参加人梶谷の反論は失当である。

以上により、県政報告第1面は、いかなる意味においても「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費」の実質を有した記事等でないことは明らかであり、補助参加人梶谷の反論は失当である。

## (2) 県政報告第2面

### ア 「ツキノワグマ調査を要請」と題する記事

この記事については、原告らの平成27年11月16日付け第5準備書面8頁～9頁で述べたとおりである。

### イ 平成24年度決算特別委員会審査報告

この記事については、原告らの平成27年11月16日付け第5準備書面9ページで述べたとおりである。

### ウ 「地域周産期母子医療センター 済生会兵庫県病院リニューアルオープン」と題する記事この記事についても、原告らの平成27年11月16日付け第5準備書面10頁で述べたとおりである。

ア～ウについても、上記(1)のエの(ウ)の判断基準に照らして、政務活動の実質を有していないことは明らかである。

したがって、補助参加人梶谷の県政報告第2面は、いかなる意味においても「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費」の実質を有した記事等でないことは明らかであり、補助参加人梶谷の反論は失

当である。

### 3 第4項（「補助参加人梶谷が購入した切手について」についての再反論）に対する補助参加人梶谷の反論に対する再反論

(1) 年度を越えた政務活動費の支出（当該年度の政務活動費を充当して購入した切手を翌年度に繰り越しして使用すること）が違法であることについては、原告の第5準備書面10頁～13頁 4の(1)～(3)で述べたとおりであるが、以下で、補足的に再反論しておく。

#### ア 切手購入をめぐる問題点

(ア) 政務活動費を充当した切手購入の実態は、以下のとおりである。

a 事務連絡等に使用するための切手購入。ただし、この場合は額は少額である。

b 県政報告等の郵送に利用するための切手購入。ただし、大量に郵送するためには切手を貼付する作業が煩雑であり、料金別納等が合理的である。

c 定期的に大量の切手の購入、あるいは年度末に大量の切手の購入。このやり方は、政務活動費の返還を免れるための購入であると推測される。

d 事前に購入した切手で料金別納郵便等の支払いに充てる。ただし、この場合現金で支払えば足りるのであるから、切手で支払う合理的な理由がない。

e 上記の実態のうち、c、dは、切手は換金性が高く、大量に購入した切手を売り、不正に現金化するおそれがあることから、兵庫県議会は、平成26年10月1日より、切手は原則購入不可とした。ただし、郵送の都度その必要分について一ヶ月あたり一万円未満の購入のみ認めることとした。しかし、その場合も送付枚数、内容等を記載した受

払簿の整備を義務化している。

(イ) 兵庫県議会「政務活動費の手引き」における切手使用の記載

a 政務活動費は、会計年度独立の原則に基づき制度設計されていることから、年度を越えた切手の使用は想定されていない。

したがって、当該年度に政務活動費を充当して購入した切手を次年度以降に使用することについての記載は存在していない。

しかし、記載が存在しないことは、当該年度に政務活動費を充当して購入した切手を次年度以降に使用することを何ら制限しないことを意味するものではないことは明白である。

b 県政報告等を郵送する際に郵便局で現金で支払いをするという、通常の支出を行っていれば、大量の切手が在庫として手元にあるという状況は本来存在しないはずである。

したがって県政報告等を発送するために購入した切手であったとしても、使用しなかった切手は「残余の額」に該当し、返還しなければならないものである。

c よって、前年度に購入した切手を翌年度の支払いに充てることは、会計年度独立の原則に反するものである。また、政務活動費の収支報告書が実態を正確に記載されたものであれば、残余の切手が存在する余地はないものである。

イ 政務調査（活動）費支出に関する会計年度について

補助参加人梶谷が提出している（C個6号証）廣瀬和彦著『政務調査費ハンドブック』（107頁～112頁）によれば、政務調査費の支出については発生主義によるべきか現金主義によるべきかについては、判例は大きく分けて2つに分かれ、政務調査費の支出に当たっては現金主義を認める平成18年11月8日東京高裁判決及び政務調査費の支出に当たっては発

生主義を原則とする平成19年12月20日仙台高裁判決が紹介されている。

補助参加人梶谷が援用している平成18年11月8日東京高裁の判決はウェブサイト管理料を1年分一括で支払うという事案であり、本件とは事情が異なるものである。補助参加人梶谷は、原告らが引用する平成19年12月20日仙台高裁判決は、政務調査費に関する条例において、「当該年度において市政に関する調査研究に資するために必要な経費」と明記されていた事案であり、本件とは事情が異なると主張しているが、誤った主張である。すなわち、兵庫県政務活動費の交付に関する条例9条は「政務活動費の交付を受けた会派の代表者は、次に掲げる事項を記載した当該年度の政務活動費に係る収入及び支出の報告書を、年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。」と明確に規定している。

したがって、補助参加人梶谷が、平成25年度の広報紙の発送に、前年度（平成24年度）に購入した5万3000円の切手を流用したことは違法であるというべきである。

## （2）政務調査活動費報告書の虚偽記載について

原告らの第5準備書面13頁、14頁の主張は明瞭であり、補助参加人梶谷の原告らの主張の趣旨が判然としないとの主張は失当である。

ア（ア）補助参加人梶谷は、平成24年度の政務調査費収支報告書で5万3000円分の切手を県政報告切手代と記載している。しかし、平成25年3月29日に県政報告に関する資料を送付するために購入し、政務調査費を充当したが、結果的に送付を見送って使用しなかったのであれば、返還しなければならない。

（イ）したがって、補助参加人梶谷が、返還もせず、翌年度（平成25年度）の広報紙（県政報告紙）の切手代として使用することは、平成24年度

の政務調査費収支報告書の虚偽記載であり、会計年度独立の原則に反する違法行為である。

- イ (ア) 補助参加人梶谷は、平成25年10月25日に、有野郵便局に対し、発送費32万3750円を政務活動費から支払ったと報告している。
- (イ) 補助参加人梶谷は、この32万3750円のうち、現金支払い分は16万8750円で、残り15万5000円を切手で支払った。この15万5000円の切手は、平成25年10月25日に購入した10万円の切手と平成25年3月29日（平成24年度分）に購入した5万3000円を充当したと主張している。
- (ウ) この補助参加人梶谷の主張を前提とすれば、155,000円 - 153,000円 = 2,000円の不足が生じるが、その2000円分については、梶谷の私費で支出したと主張している。
- (エ) しかし、政務活動費収支報告書は政務活動費の収支を記載するものであり、私費を混入させるべきではない。したがって、政務活動収支報告書に添付された有野郵便局の領収書は、政務活動費分としては（32万3750円 - 2,000円 = 32万1750円）と記載すべきである。しかし、梶谷は、政務活動費分として32万3750円と報告している。このことは、政務活動費収支報告書の虚偽記載に当たる。
- (オ) 梶谷個人は、虚偽記載に当たる2,000円分を政務活動費として立て替えていることになり、後日、政務活動費から返還を受けているものである。
- (カ) よって、梶谷個人へ支払った2,000円分については、虚偽の報告であり、違法な支出であるというべきである。

## 第5 補助参加人原吉三の準備書面1に対する反論

## 1 切手購入にかかる支出

補助参加人原は、「県政レポート」（D個2、D個3）について、政務活動に関係がない部分と政務活動である部分について、面積割（4%弱が政務活動とはいえないもの）を行い、充当率を95パーセントとして支出しており、違法でないと主張する。

しかし、補助参加人原が提出した「県政レポート」は、発行者が「県会議員原吉三後援会」と明示されており、後援会活動経費への支出である。政務活動費についてのどのような見解にしたがっても、「後援会活動経費への支出」は認められないものであり（甲5・22頁参照）、補助参加人原の主張は、独自のものであって失当である。

また、「はい、県議会です。」（D個5、D個6）、「臨時給付金をご存じですか」（D個1）、「兵庫県民の幸せのために取り組んでいること」（D個4）は、いずれも一般的な県政ないし国政報告であって、補助参加人原の政務活動とは全く関連性のないものである。このような広報活動に、政務活動費の支出が許されることは明らかである。

なお、「はい、県議会です。」は、毎年7月頃に作成されるものであり、平成25年度のうちに平成26年度版の「はい、県議会です。」（D個6）を発送することは不可能である（ちなみに、補助参加人水田は、平成26年度版の「はい、県議会です。」を平成26年8月に発送したと主張している（補助参加人水田第2準備書面別紙2頁目参照）。）。補助参加人原においては、平成25年度版の「はい、県議会です。」（D個5）及び平成26年度版の「はい、県議会です。」（D個6）を、それぞれいつ発送したのか、明らかにされたい。

## 第6 補助参加人水田裕一郎の第3準備書面に対する反論

### 1 「希望V○1. 1」に係る支出について

補助参加人水田は、平成23年度収支報告書（乙E5）の「県政報告発行費

(年1回30,000部)」の記載は、県政報告発行費用として使用する切手の購入費用を当該年度中の会計として計上しただけであり、現に平成24年4月20日から23日にかけて「希望VOL.1」を2万5130部発送し、郵送していない残りの5000部については手配りで渡しているから、何ら虚偽の事実を報告したものではないと主張する。

(1) しかし、平成23年度収支報告書に添付された領収証（甲E2、通し番号69頁、73頁）を見ると、単に購入金額が記載されているだけであり、切手の種類も購入枚数も不明である。しかも、領収書の発行元は、飾磨海運である。既に述べた通り、飾磨海運は、補助参加人水田が代表取締役を務める株式会社であるから、補助参加人水田にとっては、実際に飾磨海運から切手を購入していないくとも、あたかも購入の事実があるかのように偽って飾磨海運の領収証を発行することも容易である。このような飾磨海運と補助参加人水田との特殊な関係を加味すると、上記領収証のみでは、飾磨海運と補助参加人水田との間で合計240万円分の切手の売買があったとは認められない。

したがって、補助参加人水田が切手購入費用として合計240万円を支出したとは認められず、補助参加人水田は、上記切手購入費用相当額を不当利得として返還すべきである。

(2) 仮に、飾磨海運と補助参加人水田との間の切手の売買が認められるとしても、補助参加人水田の平成23年度収支報告書に添付された切手購入に係る領収証等添付様式を見ると、購入金額50万円の領収証の備考欄（甲E2、通し番号69）には、「県政報告紙郵送に伴う切手」、「30,000部のうちの6,250部分の切手」と記載されている。また、購入金額190万円の領収証の備考欄（甲E2、通し番号73）には、「県政報告紙郵送に伴う切手」、「30,000部のうちの23,750部分の切手」と記載されて

いる。すなわち、補助参加人水田は、「県政報告紙30,000部の郵送に伴う切手購入費用として合計240万を支出した」と明確に報告している。

ところが、「希望V o 1. 1」は、実際には、2万5130部しか郵送されず、残り約5000部は手配りであり、郵送されていない。そうすると、収支報告書には、「県政報告紙2万5130部の郵送に伴う切手費用として合計〇〇円を支出した」と記載しなければならなかつたはずである。それにもかかわらず、補助参加人水田は、郵送しなかつた約5000部の「希望V o 1. 1」を、あたかも郵送するかのように収支報告書に記載したのであり、虚偽の報告以外の何ものでもない。

したがって、仮に年度を超えた切手の使用が許されるとしても、補助参加人水田は、実際に「希望V o 1. 1」の郵送に使用しなかつた部分の切手購入費用相当額を不当利得として返還すべきである。

(3) なお、補助参加人水田は、「希望V o 1. 1」が3万部作成されていることの証拠として領収証を提出するが(E個52)、かかる領収書には収入印紙が貼付されておらず、手引きに違反しており有効でない(甲4・29頁)。

## 2 「希望V o 1. 2」及び「希望V o 1. 3」に係る支出について

補助参加人水田は、当初、「希望」に加えて、「希望」以外の県政報告紙を追加で作成発送することを予定し、多忙につきそこまでは叶わなかつたものの、「希望V o 1. 2」及び「希望V o 1. 3」は、作成送付したと主張する。

### (1) 「希望V o 1. 2」に係る支出について

ここで、補助参加人水田の平成24年度収支報告書に添付された切手購入に係る領収証等添付様式の各領収証を見ると、補助参加人水田は、平成24年4月から平成25年1月にかけて毎月20万円分の切手を「県政報告紙郵送に伴う切手代」として飾磨海運から購入し(甲E3、通し番号7、16、

28、35、58、69、79、89、101、121)、平成25年2月及び同年3月には、それぞれ40万円分の切手を「県政報告紙郵送に伴う切手代」として飾磨海運から購入している(甲E3、通し番号135、139)。

ア まず、上記各領収証のみでは、飾磨海運と補助参加人水田との間で合計280万円分の切手の売買があったとは認められないことは、前述の「希望V o 1. 1」に係る支出と同様である。

したがって、補助参加人水田が切手購入費用として合計280万円を支出したとは認められず、補助参加人水田は、上記切手購入費用相当額を不当利得として返還すべきである。

イ 次に、仮に飾磨海運と補助参加人水田との間の切手の売買が認められるとしても、上記各領収証によると、補助参加人水田は、平成24年4月から平成25年3月までの間に、飾磨海運から毎月切手を購入し、その額は合計280万円分にも上っていたことがわかる。

他方、補助参加人水田が、平成25年1月18日、「希望V o 1. 2」2万4878部の送付に要した費用はわずか127万7436円である(原告ら第5準備書面・21頁、補助参加人水田第2準備書面別紙)。しかも、補助参加人水田は、手配りした「希望V o 1. 1」約5000部分の切手も未使用のまま所持していたはずである。

それにもかかわらず、補助参加人水田は、「希望V o 1. 2」の発送に必要な費用の2倍以上の切手を飾磨海運から購入していたことになる。その理由を察するに、補助参加人水田も主張する通り、「希望」以外の県政報告紙を追加で作成発送することを予定していたからにはかならないのであり、合計280万円もの切手の購入は、「希望」以外の県政報告紙を追加で発送するための費用であったことが明らかである。

しかし、補助参加人水田も認める通り、「希望」以外の県政報告紙の発送は叶わなかった。そうだとすれば、「希望」以外の県政報告紙の発送は、

何ら実績のない政務活動であり、「希望」以外の県政報告紙を追加で発送するために購入された切手代は、平成24年度の収支報告書に記載できるものではなかったはずである。

ところが、補助参加人水田は、「希望」以外の県政報告紙の作成発送が可能かどうかも分からぬまま、無計画に飾磨海運から毎月切手を大量に購入し続けたことにより、これを政務活動費として支出したものと収支報告書に記載せざるを得なくなった。そのため、補助参加人水田は、実際に「希望V o 1. 2」の送付に要した費用が127万7436円であったにもかかわらず、合計280万円の切手購入費用全額を、「県政報告紙郵送に伴う切手代」であるとして収支報告書に記載したのである。実際、E個12ないしE個20の領収証書は、「希望V o 1. 2」の送付に要した費用として収支報告書に添付し得たはずである。しかし、補助参加人水田は、あえてこれを添付しなかったのである。このような補助参加人水田の行為が政務活動費の制度趣旨に照らして相当でないのは誰の目にも明らかであり、かかる収支報告書の記載は紛れもなく虚偽である。

したがって、補助参加人水田は、実際に「希望V o 1. 2」の郵送に使用しなかった部分の切手購入費用相当額を不当利得として返還すべきである。

## (2) 「希望V o 1. 3」に係る支出について

補助参加人水田の平成25年度収支報告書に添付された切手購入に係る領収証等添付様式の各領収証を見ると、補助参加人水田は、平成25年4月に30万円分の切手を「県政報告紙郵送に伴う切手代」として飾磨海運から購入し(甲E4、通し番号14)、同年5月から同年10月にかけて及び平成26年1月に毎月20万円分の切手を「県政報告紙郵送に伴う切手代」として飾磨海運から購入し(甲E4、通し番号19、39、56、67、77、

92、135)、平成26年2月及び同年3月にはそれぞれ30万円分の切手を「県政報告紙郵送に伴う切手代」として飾磨海運から購入している(甲E4、通し番号146、159)。

ア まず、上記各領収証のみでは、飾磨海運と補助参加人水田との間で合計230万円分の切手の売買があったとは認められないことは、前述の「希望V01.1」及び「希望V01.2」に係る支出と同様である。

したがって、補助参加人水田が切手購入費用として合計230万円を支出したとは認められず、補助参加人水田は、上記切手購入費用相当額を不当利得として返還すべきである。

イ 次に、仮に飾磨海運と補助参加人水田との間の切手の売買が認められるとしても、上記各領収証によると、補助参加人水田は、平成25年4月から平成26年3月までの間に、飾磨海運からほぼ毎月切手を購入し、その額は合計230万円分にも上っていたことがわかる。

他方、補助参加人水田が、平成26年3月28日から29日及び同年7月19日から29日の間、「希望V01.3」3万315部の送付に要した費用はわずか158万8638円である(原告ら第5準備書面・21頁、補助参加人水田第2準備書面別紙)。

そうすると、前述の「希望V01.2」と同様、補助参加人水田が「希望V01.3」の発送に必要な費用以上の切手を飾磨海運から購入していた理由は、補助参加人水田も主張する通り、「希望」以外の県政報告紙を追加で作成発送することを予定していたからにほかならないのであり、合計230万円もの切手の購入は、「希望」以外の県政報告紙を追加で発送するための費用であったことが明らかである。

しかし、補助参加人水田も認める通り、「希望」以外の県政報告紙の発送はやはり叶わなかった。そうだとすれば、「希望」以外の県政報告紙の発送は、何ら実績のない政務活動であり、「希望」以外の県政報告紙を追

加で発送するために購入された切手代は、平成25年度の収支報告書にも記載できるものではなかったはずである。

ところが、補助参加人水田は、平成25年度も依然として無計画に飾磨海運から毎月切手を大量に購入し続けていたのであり、これを政務活動費として支出したものと収支報告書に記載せざるを得なかった。そのため、補助参加人水田は、実際に「希望V o 1. 3」の送付に要した費用が158万8638円であったにもかかわらず、合計230万円の切手購入費用全額を、あたかも「県政報告紙郵送に伴う切手代」であるとして収支報告書に記載したのである。実際、E個21ないしE個28の領収証書は、「希望V o 1. 3」の送付に要した費用として収支報告書に添付し得たはずである。しかし、補助参加人水田は、あえてこれを添付しなかったのである。このような補助参加人水田の行為が政務活動費の制度趣旨に照らして相当でないのは誰の目にも明らかであり、かかる収支報告書の記載は紛れもなく虚偽である。

したがって、仮に年度を超えた切手の使用が許されるとしても、補助参加人水田は、実際に「希望V o 1. 3」の郵送に使用しなかった部分の切手購入費用相当額について、不当利得として返還すべきである。

### 3 「希望V o 1. 4」に係る支出について

(1) 補助参加人水田は、「希望V o 1. 4」は、当選後約3年半を経過し、自らのこれまでの政務活動を総括する時期を迎えていたことから、より多くの人々にこれまでの政務活動を伝えるために、従前より多くの部数を作成し発行したいとの意図で発行したにすぎず、切手を強引に使い切ろうとしたといった意図は全くないと主張する。

この点について、政務活動費の在り方検討会（甲13）の点検結果には、補助参加人水田は、「新年度に入り、直ちに太氣最終年の集大成となる報告任期

書をまとめ、郵送すべく準備をすすめていた」、「諸事情により発行が遅れていたが、近日中に発行できる見込みであり、繰越分の切手も全て使用する予定」との記載がある（甲14・1頁）。そうすると、「希望V o 1. 4」は、この「集大成」の報告書との位置づけとして発行されたものと考えられる。

しかし、「希望V o 1. 4」（E個48）は、補助参加人水田のこれまでの政務活動の「集大成」と言いながら、頁数はわずか4頁であり、「希望V o 1. 3」（E個47）の6頁よりも少ない。その内容も、補助参加人水田が約3年半の間に具体的にどのような政務活動を行ってきたのかについて全く記載されていない。また、補助参加人水田は、その後の平成27年3月にも「希望V o 1. 5」を6万5000部発行している（甲E5、通し番号105以下）が、「集大成」の報告紙の後に、追加で報告紙を発行したのは、「希望V o 1. 4」の内容が、「集大成」の報告紙として不完全であったからにはかならない。いずれにせよ、「希望V o 1. 4」は、これまでの政務活動の「集大成」の報告書といえるものではない。

(2) さらに言えば、そもそも補助参加人水田は、「希望V o 1. 4」を5万部以上も発送していない可能性がある。すなわち、補助参加人水田は、平成26年度収支報告書において、「希望V o 1. 4」を6万5000部発行したと報告している（甲E5、通し番号79、86）。ところが、印刷代として報告されている金額は、~~33万4000円~~<sup>34万4000円</sup>（按分率99%、充当は34万560円）であり（甲E5、通し番号74）、これは、平成25年度に3万2000部を発行したとする「希望V o 1. 3」の印刷代33万8000円（甲E4、通し番号157）よりも少ない。そうすると、補助参加人水田が、「希望V o 1. 4」を6万5000部も作成発行したかどうか、そもそも疑わしい。補助参加人水田は、購入した切手を用いて「希望V o 1. 4」を5万部

以上送付したと主張するが、実際には「希望V o 1. 4」以外のものが送付されている可能性もある。E個37ないしE個44は、何らかの郵便物を送付したことを証するものにすぎず、「希望V o 1. 4」を送付したことを証するものではない。実際、E個37、38の量目は「25.0g」とされていて、E個41ないし43の量目は「22.0g」とされており、内容を異にする郵便物が送付されたと考える方が自然である。

したがって、そもそも補助参加人水田が購入した切手を全て使い切っていたとは認められない。補助参加人水田におかれでは、切手購入費用について速やかに返還されるべきである。

#### 4 「はい、県議会です。」の発送について

補助参加人水田は、議会がどのような場でどのような仕組みかを有権者に伝える必要性を感じて、「はい、県議会です。」を発送したと主張する。

しかし、「はい、県議会です。」は、一般的な県政ないし国政報告であって、補助参加人水田の政務活動とは全く関連性のないものである。補助参加人水田が述べるような必要性があるとしても、議員個人が議員個人にあてられた政務調査費から発送費用を支出することが許されないのは明らかである。